

製造記録の提出要請

合材不正再発防止

国土交通省は24日、「アス

ファルト合材の不正納入に關する有識者委員会」の第3回を開き、再発防止に向けた中間報告書をまとめた。舗装工事全体の取り組みとして、プラント会社にデータ書き換えができない計量システムの導入を求めるほか、工事受注者には合材の製造データなどの提出を要請する。今後は対策が実施されているかをフォローアップしていく。

中間報告書では舗装工事全体の再発防止に向けて、プラント会社、工事受注者、発注

者の対策をまとめた。

プラント会社には日本アスファルト合材協会を通じてデータの書き換えが不可能な計量システムの導入を求める。工事受注者に対しては合材の注文伝票や納入伝票などを発注者に報告させる。

発注者の取り組みではアスファルト事前審査制度を見直し、プラントが書き換え不可能な計量システムを使用しているかを確認する。合材の製

造データを受発注者が即時に確認できる仕組みの構築を目指す。アスファルト殻につい

ては需給バランスを調整する体制の構築や、個別工事で処理計画を提出させることを検討する。プラント会社に対してISO9001を取得を推奨する。

NIPPO、鹿島道路に対しては、両社がまとめた再発防止策が確実に実施されているかを国交省が確認し、十分な場合は対応を求める。

今回の事案で契約と異なる合材が使われた舗装工事については、年1回程度の経過観察で変状が確認された場合にやり直しを行う。再生合材の使用による差額は返金を求める。

今後の取り組みとして、再生骨材の利用拡大に向けた技術開発なども位置付けた。

